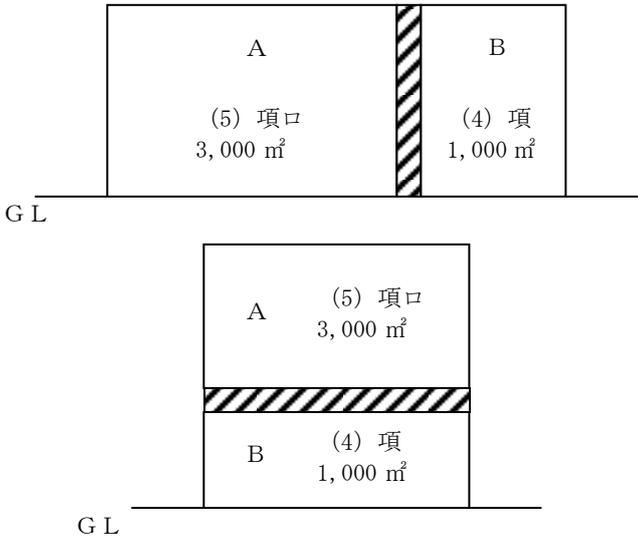
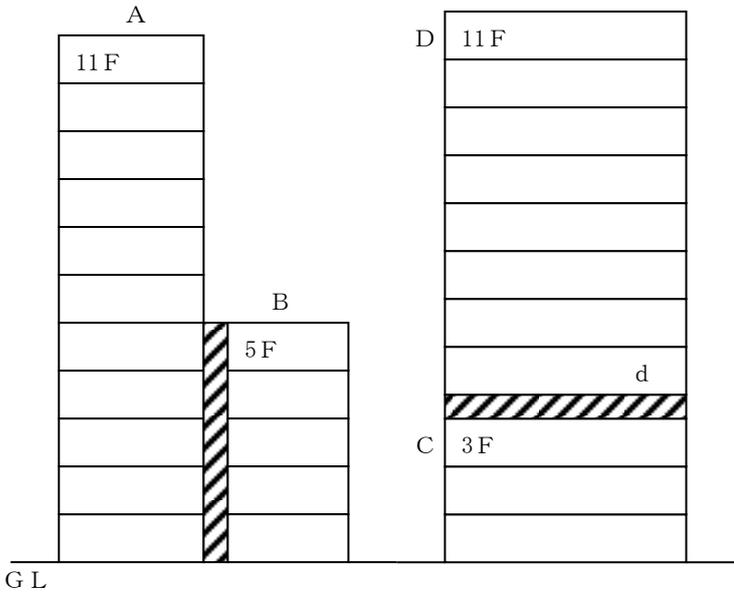


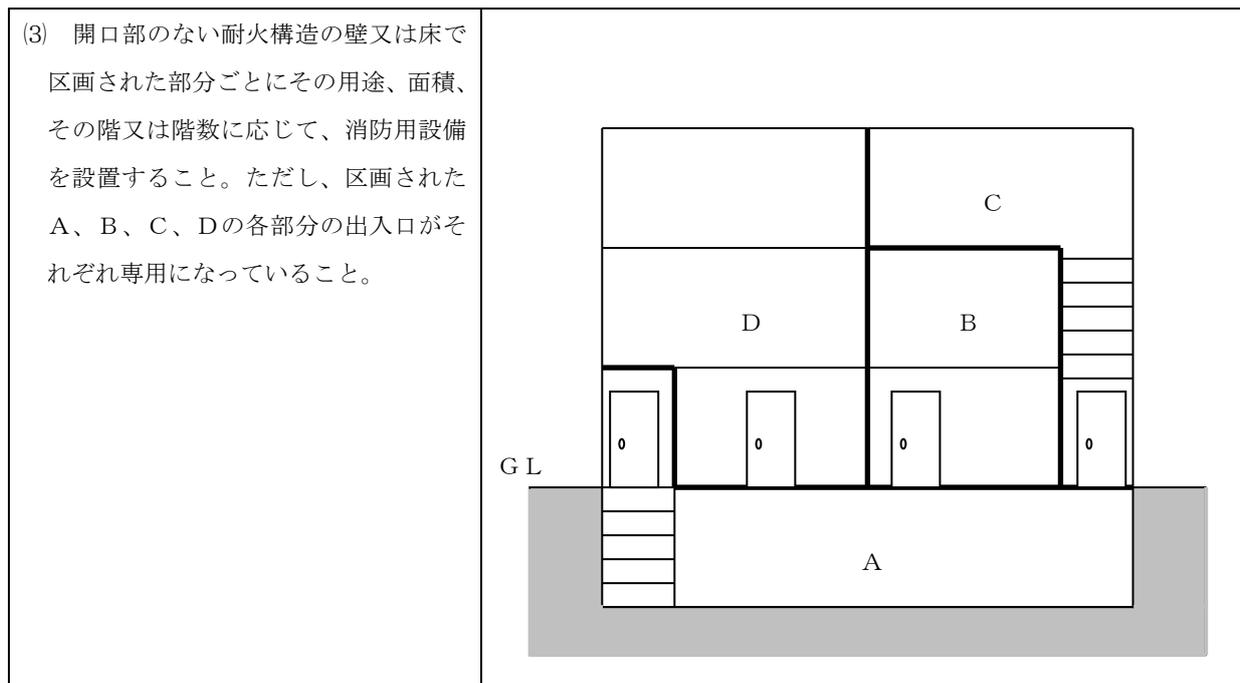
第7 令第8条の運用基準

1 令8区画の定義について

- (1) 防火対象物が開口部のない耐火構造（建基法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分はそれぞれ別の防火対象物とみなす（令第2章第3節の規定について適用）。

【参考】図1

<p>(1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aは延べ面積 3,000 m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。 ・ Bは延べ面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。 	<p>※全体としては(16) 項イ 4,000 m²</p> 
<p>(2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aは階数 11 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。 ・ Bは階数 5 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。 ・ Cは階数 3 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。 ・ Dは階数 11 の防火対象物として、また、d部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。 	



- (2) 本条の規定は、令第3節、すなわち消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について適用されるものであり、防火管理、防災等に関しては適用されない。
- (3) 本条により、令第3節において各部分が別の防火対象物とみなされても、防火上完全に安全というわけではないので非常事態を報知する非常警報設備等を設置する場合は、できる限り令第9条かっこ書の趣旨を生かし、全体に設置することが望ましい。

2 令8区画の構造要件について

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢、かつ容易に位置、構造等が変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基令第107条第1号の規定に基づく通常の火災時の加熱に耐える性能を有するものであること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造（建基法に基づく当該外壁又は屋根に要求される耐火性能を有すること。）であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

ア 開口部が設けられていないこと。

イ 開口部を設ける場合には、防火設備である防火戸が設けられており、かつ、当該開口部（面積の小さい通気口、換気口等を含む。）相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。

- (4) 敷地の関係で、令8区画を介して相互の開口部から道路等に通ずる避難経路が共有される場合、令8区画は適用しないものであること。◆

ただし、避難に際して開口部からの火災の影響を受けることのない十分な距離を有するか、若しくは有効な防火壁等を設けた場合はこの限りでない。

3 令第8区画を貫通する配管及び貫通部について（H7.3.31 消防予第53号）

令第8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。

ただし、給排水管（排水管に付属する通気管等を含む。）で次のア又はイの構造のものは、令第8区画に適合するものとみなす。

(1) 貫通部の施工方法

ア 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。

イ 配管を貫通させるために令第8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積（約700c㎡）以下であること。

ウ 配管を貫通させるために令第8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。

エ 配管及び貫通部は、一体で、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

オ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

カ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

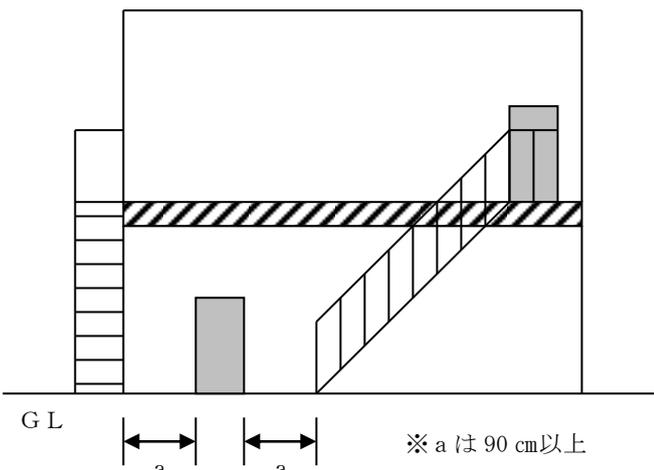
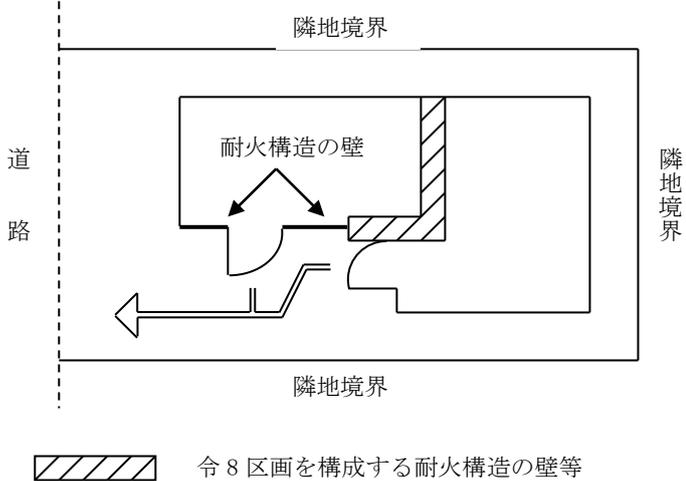
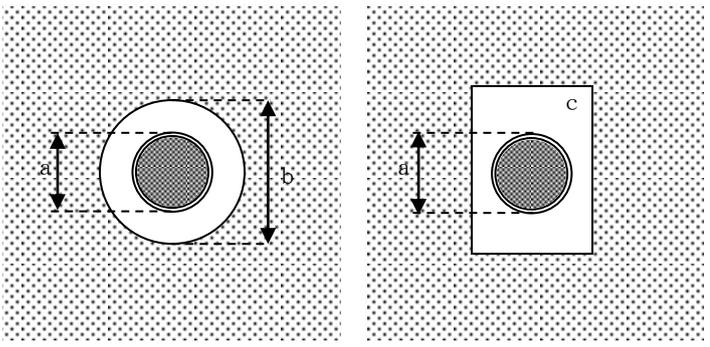
(2) 性能評定

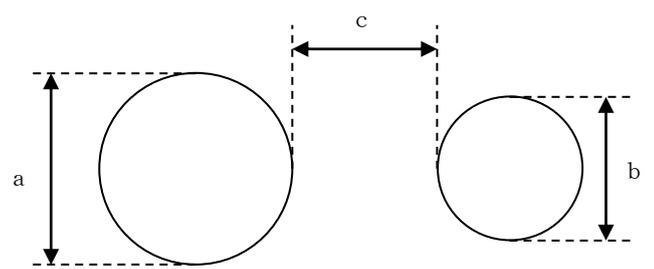
令第8区画を貫通する個々の配管等については、財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に設置されている消防防災用設備機器性能評定委員会において、個々に性能評定が行われることとされているので、区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたもの（以下「評定配管」という。）であれば、当該評定工法によることで令第8区画貫通を認めて差し支えないものであること。

【参考】図2

令8区画の構造、配管等は(1)から(7)によるものとする。

<p>(1) 50 cm以上の突き出しを設ける場合</p>	<p>1の防火対象物</p> <p>50 cm以上の突き出し</p> <p>令8区画 (2時間耐火)</p> <p>1の防火対象物</p> <p>a</p> <p>(上階)</p> <p>(下階)</p> <p>令8区画</p> <p>※ a は 50 cm 以上</p>
<p>(2) 50 cm以上の突き出しを設けなくてよい場合</p> <p>ア 外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造、かつ、これらの部分に開口部がない場合</p>	<p>1の防火対象物</p> <p>3.6m以上</p> <p>令8区画 (耐火構造、開口部なし)</p> <p>1の防火対象物</p> <p>※建築基準法において要求される耐火性能時間以上</p>
<p>イ 外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造でこれらの部分に開口部がある場合</p> <p>(ア) 開口部は防火設備である防火戸であり、かつ、令8区画を介して接する開口部相互が90cm以上離れている場合</p> <p> 令8区画 幅3.6m以上の耐火構造壁 防火設備である防火戸 </p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>※ a は 90 cm 以上</p>

<p>(3) 開口部の条件</p> <p>ア 令8区画を介して接する開口部相互が90 cm以上離れている場合であっても、避難階段等は他の開口部からの火災の影響を受けることのない距離をとること。◆</p>	
<p>(4) 避難経路が共用する場合の条件</p> <p>ア 敷地の関係で、開口部から道路等に通ずる避難経路が共用する場合、令第8条の規定は適用しない。ただし、避難に際して他の開口部からの火災の影響を受けることのない十分な距離を有するか、若しくは有効な防火壁を設けた場合はこの限りでない。◆</p>	
<p>(5) 令8区画に設ける穴と配管の大きさ</p> <p>a : 配管の呼び径は 200 mm 以下</p> <p>b : 穴の直径は 300 mm 以下</p> <p>c : 矩形の場合は直径 300 mm の円に相当する面積 (約 700 cm²) 以下</p>	

<p>(6) 令8区画に設ける穴相互の離隔距離</p> <p>a : 穴の直径 (300 mm以下)</p> <p>b : 穴の直径 (300 mm以下)</p> <p>c : 穴相互の離隔距離 (a 又は b の直径の大なる方の値以上とするが、200 mm 以下の場合は 200 mm 以上とする。)</p>	
<p>(7) 令8区画の端部と穴相互の離隔距離</p> <p>ア a、b、cは穴の最大直径以上 (穴の直径が 200 mm 以下の場合は 200 mm)</p>	